

事 務 連 絡  
令和 6 年 4 月 1 日

特定技能制度関係機関 各位  
特定技能分野所管行政機関 各位

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長  
( 公 印 省 略 )

令和 6 年能登半島地震で被災した外国人に係る資格外活動許可期限等の取扱いについて

標記地震の影響で広域に渡って多大なる被害が発生しているところ、出入国在留管理庁において、令和 6 年 6 月 30 日までの間、同地震に起因して、一定の期間、本来活動に従事することが困難であり、当該期間経過後、所属機関での活動を再開することが見込まれる特定技能外国人及び技能実習生等に対し、資格外活動許可を付与する特例措置を行っているところです。

しかしながら、現時点においても、被災地域における復興作業の完了時期の見通しが立っているとは必ずしも言えないことから、本年 4 月 1 日以降における本件特例措置による資格外活動許可期限については、許可日から 3 月後又は在留期間の満了日のいずれか早く到来する日とすることとしました。

また、既に一度本件特例措置による資格外活動許可を受けている方であっても、当初予定していた期間内に事業所等の復旧作業が終わらなかったなど、今回の地震を理由としたやむを得ない事情により本来活動を再開することができなかった方については、再度、本件特例措置による資格外活動許可を受けることができることとしました。

本取扱いの内容や問合せ先（最寄りの地方出入国在留管理局）については、別添のリーフレットを用いるなどして、関係団体等に周知いただきますようお願いいたします。

添付物

案内用リーフレット

令和6年能登半島地震の影響を受けて本来活動に従事することができない外国人の方へ資格外活動許可を付与する特例措置を実施しています

### 【特例措置の対象者】

次のいずれにも該当する方が対象となります。

① 今回の地震に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける市町村に住居地を有し就労の在留資格を有する方

② 一定の期間、今回の地震に起因して本来活動に従事することが困難であり、当該期間経過後、所属機関での活動を再開することが見込まれる方

※ 「一定の期間」とは、3か月を超えない範囲を言います。

※ 当初予定していた期間内に事業所等の復旧作業が終わらなかったなど、元の所属機関での再開が困難であるやむを得ない事情がある場合には、再度、資格外活動許可を受けることが可能です。

### 【資格外活動許可の内容】

1日について8時間以内の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動

### 【資格外活動許可の期限】

許可期限は、許可日から3か月となります。

ただし、許可期限が在留期限を超える場合は、在留期限が許可期限となります。

本特例措置の詳細については、出入国在留管理庁ホームページ

([https://www.moj.go.jp/isa/10\\_00182.html](https://www.moj.go.jp/isa/10_00182.html)) をご覧ください

い。



令和6年能登半島地震の影響で、しばらくの間、いまの会社で

実習や働くことができない人は、ほかの会社で働くための許可

(※) をもらうことができる特別な対応をしています

(※) 「資格外活動許可」といいます

### 【許可をもらうことができる人】

次のどちらにも当てはまる人が対象となります。

① 今回の地震で大きな被害を受けたところに住んでいて、働くための在留資格を持っている人

② 今回の地震が原因で、しばらくの間、いまの会社で働くことができないが、しばらく経ってから、いまの会社でまた働くことを予定している人

※ 「しばらくの間」とは、3か月を超えない期間です。

※ また、ほかの会社で働くことができる手続きをした人でも、元の会社の事情で、決められた期間が終わるまでに元の会社に戻ることができなかった人は、もう一度、ほかの会社で働くことができます。

### 【許可の内容】

1日に8時間まで働くことができます

### 【許可の期限】

働くことができるのは、許可をもらった日から3か月間です。

ただし、許可をもらってから3か月後の日が、在留期間の終わりの日を超える場合は、在留期間の終わりの日が期限です。

詳しいことは、出入国在留管理庁のホームページ

([https://www.moj.go.jp/isa/10\\_00182.html](https://www.moj.go.jp/isa/10_00182.html))を見てください。

